

福井市西藤島小学校 いじめ防止基本方針

平成26年4月1日 策定
令和6年4月5日 改定

前文

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。いじめをなくすには、「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」ことを児童が十分に理解することが大切です。

この基本方針は、本校におけるいじめ防止に係る基本的理念および責務を明らかにするとともに、いじめ防止および解決を図るための基本となる事項を定めることにより、児童が安心して生活し、学ぶことができる環境をつくるためのものです。

ー福井県いじめ防止基本方針（令和2年4月1日改訂）よりー

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

- (1) 本校は、一人ひとりが互いの人格の尊厳を大切にし、相互に尊重し合う社会を実現するため、児童が自分自身を大切にし、他者を思いやり、互いに助け合う「心の教育」と、そうした心に従い、勇気をもって行動できる人として育てることを重視します。
- (2) 本校は、すべての児童が、まず、どんなことがあってもいじめを行わないこと、いじめを認識しながらこれを放置しないこと、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、ロールプレイ等の指導で、十分に理解できるように努めます。
- (3) 本校は、教職員がいじめに関する情報を共有し、組織的な対応を図るとともに、学校評価の結果からいじめ対策が教育活動全体に機能しているかを確認し、取組の改善に努めます。
- (4) 本校は、児童が安心して学校生活を送り、学習その他の活動に心豊かに取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめをなくすことを目的に、県、市、県市教育委員会、家庭、地域の関係者と連携して、いじめの防止等の対策に全力で取り組みます。

2 いじめの定義と判断

- 「いじめ」とは当該児童と一定の人間関係にある他の児童が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）により、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものを指します。
- けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断します。

3 いじめの防止等のための具体的取組み

(1)「思いやりや助け合いの心を持って行動できる」子どもを育てる教育の推進

- よさを認め、自信と誇りを持たせる教育
児童の適切な行動を認め、褒め、児童が自己肯定感を高めていけるよう努めます。一人ひとりが自己肯定感を高めていくことで、互いのよさを認め合い、尊重し合います。また、結果だけでなく取り組む姿勢や過程を認めることにより、困難を乗り越えていく活力と強い心を育み、新しいことにチャレンジしていく意欲を引き出していきます。
- 人権教育の推進
人権教育を計画的に進め、発達障がいのある児童への理解等、自分だけでなく、他の人の大切さも認めることができる態度を育てます。障害を持った人の話を聞いたり、ふれあったりする中で、障がいを持つ人への理解や思いやりの心を育てます。
- 体験活動の推進

集団宿泊体験やたてわり活動・ボランティア活動・異学年や地域の人との交流活動等を通して児童の絆を強め、互いに認め合い助け合う心を育てます。

○**道徳教育の推進**

発達段階に応じた指導を計画的に行うことにより、思いやりの心や認め合い学び合う心、感謝の心を育てます。また、体験活動と道徳の時間を関連させて行う中で、内面的自覚が深まり、道徳的実践力につながるよう努めます。

(2) **学校評価への位置づけ**

○いじめの防止等のための取組み（環境づくり、マニュアルの実行、アンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）に係る項目を学校評価に位置づけ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善に努めます。

○**評価項目**

【**教職員**】

- ・互いの良さを認め合う学年・学級集団づくりに努めている。
- ・Q-U（年2回）や生活ふりかえりアンケート（毎月）を行い、児童理解やいじめの未然防止・早期発見・事案対処に努めている。
- ・関係機関と連携をとったり、校内で情報を共有したりして、気になる児童に十分な支援を行っている。

【**児童**】

- ・自分や友達のことを考えてインターネット（メッセージのやりとり、動画視聴・投稿、ゲームなども含む）を正しく使っている。
- ・いじめを見たら大人に知らせたり、止めたりすることができる。

【**保護者**】

- ・我が子は、学校生活を楽しんでおり、友人関係も良好である。

(3) **いじめの未然防止**

○「いじめ対策委員会」の設置

いじめ対策について、指導の方策を協議し、具体的な活動を計画、実践します。

○**授業改善**

すべての児童にとって、分かりやすい授業のあり方について、公開授業や授業研究を行い、児童が楽しく学べる授業づくりに努めます。

○**いじめの起きない学校・学級づくり**

縦割り班活動や異年齢交流活動を行い、児童が互いのよさを知り、心を通わせて活動する機会をもちます。また、児童が安心して過ごせる「心の居場所づくり」や児童が主体となって互いに認め合い励ましあう「絆づくり」を進めます。

○**児童の主体的活動の充実**

学級活動や児童会活動等を活用して、児童の主体的な活動によるいじめ防止等の取組みを推進します。

○**開かれた学校づくり**

「開かれた学校」の観点に立ち、いじめへの対処方針や年間指導計画等、いじめ防止策に関する情報を積極的に公表し、保護者や地域住民等の理解や協力を求めます。

○**インターネットや携帯電話等に関する指導**

情報モラル教育として、インターネットや携帯電話等の正しい利用についての呼びかけや意識づけを行い、保護者に対しても家庭でのルールづくり等の啓発を行います。

○**特に配慮が必要な児童への支援**

以下の児童を含め、特に配慮が必要な児童について、日常的に、当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行います。

- ・発達障がいを含む、障がいのある児童
- ・海外から帰国した児童、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童
- ・LGBTQに係る児童
- ・東日本大震災や能登地震等により被災した児童又は原子力発電所事故により避難している児童

○**SOSの出し方に関する教育**

危機的状況に対応するため、援助希求行動（身近にいる信頼できる大人にSOS

を出すこと等)ができるための教育を行います。

(4) いじめの早期発見

- 積極的ないじめの認知
全教職員が、児童の表情やしぐさをきめ細かく観察するとともに、わずかな変化に対してもいじめの兆候ではないかとの疑いを持ち、積極的にいじめを認知するよう努め、情報を共有します。
- 自己チェックの活用
児童が日々の生活を振り返るための自己チェックを行い、それを学級担任が確認することにより、いじめ等の早期発見に努めます。
- アンケートの実施
毎月、児童にいじめの実態調査を行い、いじめ等の問題の早期発見に努めます。
- 教育相談体制の充実
学級担任による定期的な個別面談を通して、学習や人間関係の悩み等を聞き取ります。また、適切な助言と学級全体への働きかけを行い、好ましい人間関係の構築を図ります。
- いじめに係る情報の記録
いじめに係る情報を適切に記録します。
- 家庭や地域との連携
家庭訪問や電話連絡などを通して、日ごろから保護者との情報交換を密にするとともに地域の住民や関係団体との連携を進めることにより、家庭や地域における児童の変化を見逃さず、いじめ等の早期発見に努めます。
- いじめ対策委員会への報告
いじめを発見し、または相談を受けた場合、速やかにいじめ対策委員会に報告し、情報を共有します。

(5) いじめの事案対処

- 「いじめ対応サポート班」による対応
特定の教職員で抱え込まず速やかに情報を共有するとともに、「いじめ対応サポート班」を立ち上げ、事実を確認の上、組織的に対応方針を決定し、被害児童を守ります。
- 被害・加害児童への対応
いじめを受けたあるいは報告した児童の心のケアを行い、安全を確保するとともに、いじめたとされる児童に対して事情を確認した上で、適切な指導を行います。
- 外部人材の活用と関係機関との連携
必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールサポーター等の外部専門家、警察や児童相談所、地方法務局、医療機関、民生児童委員等の関係機関と連携を取りながら、解決に向けた最善の方法を講じます。
- 警察との連携
いじめが犯罪行為として取り扱われるべき場合や重大な被害等が生じる恐れがある場合は、直ちに警察に連絡し連携して対応します。

(6) いじめの解消

- いじめの解消については、少なくとも次の二つの要件を満たしているか確認するとともに、必要に応じ、他の事項も勘案して判断します。
 - ①いじめに係る行為が止んでいる状態が、相当の期間継続していること。
この相当期間とは少なくとも3か月を目安とする。
 - ②被害児童が心身の苦痛を感じていないと認められること。
被害児童本人及びその保護者に対し、面談等により確認する。

(7) いじめによる重大事態への対処(「いじめ防止対策推進法」第23条に基づく義務)

- いじめにより、「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」や、「相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑い(30日間を目安とする)」があるときは、国のいじめ防止基本方針やガイドライン等に当たって、次の対処を行います。
 - ・重大事態が発生した旨を市教育委員会を通じて地方公共団体の長に速やかに報告します。
 - ・学校が調査主体になる場合は、調査組織の設置、事実関係調査、関係保護者への情報提供、市教育委員会への調査結果の報告を速やかに行います。

- ・市が調査主体になる場合は、事実関係を明確にするための調査に協力します。

4 いじめの防止等のための組織

(1) いじめ対策委員会

いじめの防止等に関して指導の方策等を協議するため、次の機能を担う「いじめ対策委員会」を常設し、定期的（月1回以上）に開催します。

（構成員）校長、教頭、生徒指導主事、養護教諭、教育相談担当、特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラー等

（活 動）

- ・未然防止を中心とした、いじめ問題対応の年間行動計画の作成
- ・教職員、児童、保護者等に対し、学校いじめ防止基本方針について周知
- ・「思いやりや助け合いの心を持って行動できる」子どもを育てるための具体的な活動の計画、実践、振り返り
- ・いじめが起きない学校・学級づくりのための「心の居場所づくり」についての協議
- ・児童間の「絆づくり」のための計画的な教育活動の実践
- ・いじめ発見のためのチェックシステムの工夫と迅速な情報交換、連絡体制づくり
- ・校内研修や学級活動のための資料収集や資料作成
- ・計画的なアンケート調査や個人面談の立案
- ・記録の保存
- ・いじめの認知
- ・「いじめ対応サポート班」の設置
- ・教育委員会や関係機関等との連携
- ・学校評価への位置づけ、および学校いじめ防止基本方針に基づく取組の点検
- ・学校いじめ防止基本方針の見直し

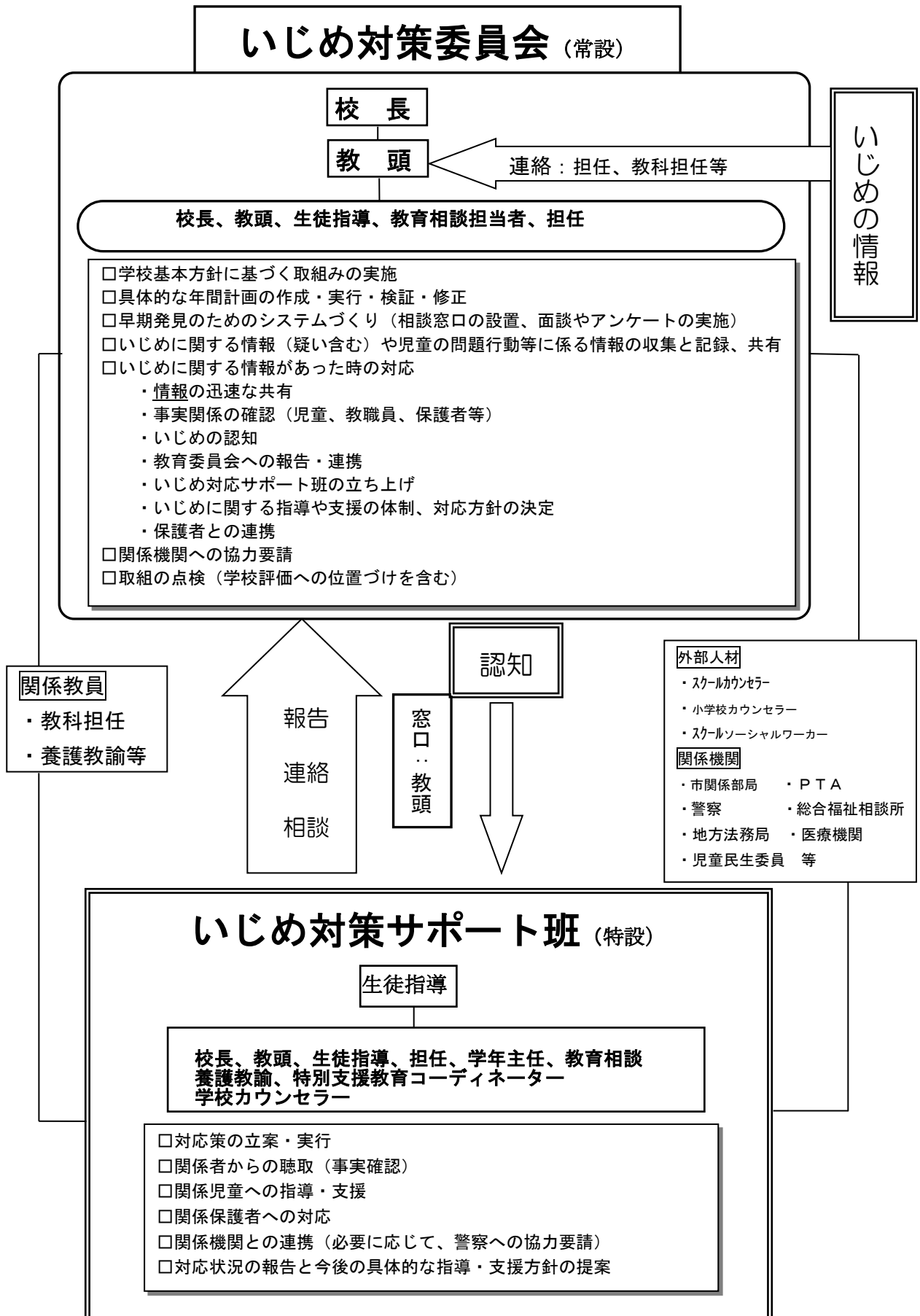
(2) いじめ対応サポート班

いじめが起きたとき、次の機能を担う「いじめ対応サポート班」を設置し、いじめの解決に向けた取組みを行います。

（構成員）生徒指導主事、学年主任、担任、教育相談担当、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラー等

（活 動）

- ・当該いじめ事案の対応方針の決定
- ・関係者からの聴取等による情報収集
- ・いじめ対策委員会への報告、連絡、相談
- ・被害児童やその保護者への継続的な支援
- ・加害児童への指導やその保護者への説明
- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家や警察、児童相談所等との連携



★毎月末に、アンケート調査を行い、いじめの実態調査を実施

	教員の動き等	児童の活動等					
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
4月	<p>子ども支援部会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本方針確認 ・年間計画策定 <p>↓</p> <p>職員会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年間計画周知 ・教員の共通理解 <p>教育相談</p> <ul style="list-style-type: none"> ・起きたときに即対応 				<p>にじっ子委員会あいさつ運動</p>		
5月	<p>子ども支援部会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校カウンセラーの支援体制づくり ・状況把握 <p>校内研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道徳教育・読書指導 <p>1年間全体の道徳や読書活動の計画を作成確認</p>	<p>縦割り活動スタート</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自主的な活動・顔合わせ・なかよし集会 			<p>縦割り遊び</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ふれあいグループによる自主的な活動 		<p>にじっ子委員会あいさつ運動</p>
6月	<p>子ども支援部会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・状況把握 ・夏季休業事前指導 <p>授業研究</p> <ul style="list-style-type: none"> ・授業改善 ・学習規律 ・子ども居場所づくり 		<p>教育相談週間</p>	<p>3年 高齢者交流活動(巻き寿司作り)</p>	<p>公開授業</p>	<p>にじっ子委員会あいさつ運動</p>	<p>縦割り遊び</p>
					<p>宿泊学習</p> <ul style="list-style-type: none"> ・絆づくり ・自主的な活動 	<p>修学旅行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自主的な運営・計画 	

	教員の動き等	児童の活動等					
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
7月	<p>子ども支援部会 ・状況把握</p> <p>保護者会 ・情報や意見収集</p>	割り遊び			にじっ子委員会あいさつ運動		
					体育大会計画 ・自主的な計画 ・応援		
					情報モラル教室		
8月	<p>子ども支援部会 ・状況把握 ・2学期に向けて ↓ 職員会議 ・重点事項確認事項</p> <p>いじめに関する 校内研修会</p>				家庭での読書 ・ 親子読書		
					親子奉仕活動 ・体験的な活動 ・親子の絆づくり		
					にじっ子委員会あいさつ運動		
9月	<p>子ども支援部会 ・状況把握</p>				4年 保育園訪問・交流会 体育大会ふれあい種目		
					にじっ子委員会あいさつ運動		

	教員の動き等	児童の活動等					
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
10月	<p>子ども支援部会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・状況把握 	<p>縦割り遊び</p> <p>にじっ子委員会あいさつ運動</p> <p>校内体育大会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自主的な運営 委員会を中心に ・絆を強める ・種目練習 ・応援練習 					
11月	<p>子ども支援部会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・状況把握 <p>授業研究</p> <ul style="list-style-type: none"> ・授業改善 ・学習規律 ・子どもの居場所づくり 	<p>公開授業</p> <p>にじっ子委員会あいさつ運動</p> <p>親子読書</p> <p>縦割りグループによる、ふれあい給食</p> <p>メディアマスター週間</p> <p>教育相談週間</p>					
12月	<p>Q-U分析</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未然防止に生かす ・同じ項目での比較 ・年間での比較 <p>子ども支援部会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・状況把握 <p>保護者会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報や意見収集 	<p>にじっ子委員会あいさつ運動</p> <p>3年 高齢者交流活動 (昔へタイムスリップ発表会)</p> <p>3・4年ひまわり教室</p> <ul style="list-style-type: none"> ・休み前非行防止教室 					

	教員の動き等	児童の活動等					
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
1月	<p>子ども支援部会 ・状況把握 ↓ 職員会議 ・重点事項確認</p> <p>学校評価分析 ・いじめ防止のための 取組みについて</p>	<p>にじっ子委員会あいさつ運動</p> <p>学校評価アンケート調査</p> <p>1年昔あそびの会 ・家族や地域の方との交流</p>					
2月	<p>子ども支援部会 ・状況把握</p> <p>子ども支援部会 ・年度の振り返り ・新年度に向けて 取組の改善案検討</p>	<p>にじっ子委員会あいさつ運動</p> <p>1年 わくわく 交流デー ・新たな絆 づくり</p> <p>中学校 体験入学 ・異校種生と の交流</p>					
3月	<p>職員会議 ・課題確認 ・改善案確認</p>	<p>6年生を送る会 ・感謝の心 ・次の学年の自覚</p> <p>校内 奉仕活動 ・学校地域 に感謝</p>					